

# 郵便法施行規則の一部を改正する省令及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令に対する意見

## ●対象

郵便法施行規則 第二十三条

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 第二十三条

当協会はダイレクトメール（以下「DM」といいます）の振興を目的としており、郵便料金値上げに伴う利用減少や利用者のデメリットを最小化する、という視点でコメントします。

### 1. 郵便料金値上げについて

令和5年12月の省令案説明資料によれば、郵便事業は211億円の赤字となり、郵便物減少が続くなかで、「適正な利潤」の確保が決められている以上、料金改定は様々な利用者側のデメリットが生ずるものの、やむを得ないものとする。

・値上げ自体に反対ではないが値上げ率が30%以上は、あまりにインパクトが大きい（印刷業）

### 2. 値上げの影響について

省令案説明資料によれば値上げによる通数の減少は、第一種定形3.2%、第二種はがき1.6%としているが、市場の実情を勘案するとより大きな減少が想定されると考える。こうした価格上昇による通数削減に加え、通販等の販促DM、はがきについてはゆうメールへのシフトにより10%以上の減少が想定される。さらに、通知系のDMを中心に全面的なデジタルメディアへの切替、DM自体の停止によってこの領域では30%以上の減少も考えられる。

上記を考慮すると試算を超えた減少が急速に進行し、日本郵便を含むDM市場への悪影響が危惧される。

- ・今回の料金値上げは市場を冷やす事は確実である。（発送代行）
- ・郵便料金の負担が増し、さらなる電子化や郵送物の取りやめが加速する。（発送代行）
- ・ゆうメールの運賃は据え置きならば、今後活用の幅は増えると思う。（印刷）

### 3. 値上げに伴う関連施策について

値上げはDMを含む郵便利用の急速な縮小を招くおそれがあります。健全な郵便インフラ維持のため、総務省と日本郵便が連携し、現状のDMの多くを占める荷物としてのゆうメールも含めた大口割引等の優遇策拡充や、利用環境の改善、DM利用についての啓発活動等、DM市場の急速な縮小を防ぐための振興策実施を求めます。

- ・割引制度の再定義は是非検討していただきたいところです。（広告主）
- ・日本郵便・発送代行会社・広告主間で協議し差出方法の最適化を図ることで大口差出企業の負担を軽減できる制度の検討をしていただきたいです。（発送代行）